

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 25.11.8 第 185 回国会第 4 号

11 月 8 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義君外 6 名提出、衆法第 2 号）

- ・提出者金子一義君（自民）、渡辺博道君（自民）、菅原一秀君（自民）、三日月大造君（民主）、赤澤亮正君（自民）及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、亀井静香君（無） 反対一みんな）
- ・望月義夫君外 5 名（自民、民主、維新、公明）から提出された附帯決議案について、井上英孝君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、亀井静香君（無） 反対一みんな）

（質疑者及び主な質疑内容）

上 西 小百合君（維新）

- ・タクシー業界の経営が厳しいのは、規制緩和による供給過剰だけが原因とは言えないのではないかと。他の産業でもこれまでの不況で経営が厳しいのは同じである。事業者の営業努力で経営を採算ベースに乗せるべきと考えるが、あえて、なぜタクシー業界だけを対象とした規制強化の法改正を行うのか。
- ・中小零細のタクシー事業者の減車は、大手と同じ一律の基準ではなく配慮するべきである。今回の法改正における減車率の設定方法はどのようなものか。
- ・長距離利用の利用者のニーズに応えるため、運転手の最高乗務距離をもっと長くするべきではないか。本年 7 月大阪地裁において、タクシー運転手の最高乗務距離を 250 km とする規制を違法と認める判決が出たが、国土交通省において、この判決をどのように受け止めているか。

杉 本 かずみ君（みんな）

- ・タクシーの車両数は、平成 19 年をピークに減少傾向にあるが、この結果を踏まえて、本法案の提出者においては、供給過剰が著しいとの認識なのか。
- ・本法案では、特定地域において新規参入や増車を禁止することを、独占禁止法の適用除外としている。このような行為は、一般的に、市場の競争を制限し、利用者の利益を不当に害する行為に該当することにならないか。
- ・平成 21 年の法施行後 4 年間で下限割れ運賃の認可事業者数は減り、東京ではほとんど見られなくなった。今回の改正で、更に国土交通大臣が下限割れ運賃の変更を命令

できるようになるが、これでは価格カルテル的側面が強くなり、利用客の選択や利益を制限することになるのではないかと。法案提出者及び公正取引委員会の見解を伺いたい。

穀 田 恵 二君（共産）

- ・平成 12 年にタクシー事業の規制緩和を行った際、適正な競争や供給の増大により、新たな需要が生まれタクシー運転手の労働環境が改善されるとのことだったが、規制緩和後の実態について伺いたい。
- ・過度な運賃競争はさらなる労働環境の悪化などを招く。タクシー運賃は同一地域、同一運賃とするべきではないか。
- ・タクシー賃金の累進歩合制は通達で禁止されているにもかかわらず、なくなる状況にある。平成 21 年法案審査の際に、当時の自動車交通局長が歩合制は問題があり、交通政策審議会の指摘を踏まえ、検討を行っていくと答弁したが、その後の対応について伺いたい。

2 交通政策基本法案（内閣提出第17号）

交通基本法案（三日月大造君外3名提出、第183回国会衆法第38号）

- ・太田国土交通大臣並びに提出者三日月大造君（民主）からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。